

農業を始めたい皆さんを応援します！
～ 新規就農・経営継承総合支援事業 ～

就農の準備段階から就農初期段階まで、農業を始める方々を総合的にサポートします。

青年就農給付金

準備型

道府県農業大学校や都道府県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修を受ける方で、原則45歳未満で就農する方に対し、研修中に給付金を給付します。

※ 25年度補正予算から、研修終了後に親元就農する場合も対象になります。(就農後5年以内に経営を継承するか又は共同経営者になることが必要です)。



経営開始型

市町村の「人・農地プラン」に位置付けられている方(見込みも可)または農地中間管理機構から農地を借り受けている方で、原則45歳未満で独立・自営就農する方に対し、農業を始めて間もない時期に給付金を給付します。

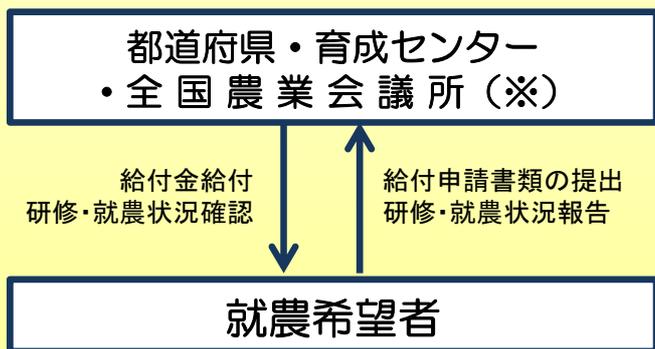
※ 25年度補正予算から、

- ① 農地が親族からの貸借が主の場合でも対象になります(給付期間中に所有権移転することが必要です)。
- ② 農家子弟の場合は、新規参入者と同等のリスクを負うと市町村長に認められることが必要です。

※ 平成26年度以降、市町村における農業経営基盤強化促進基本構想の策定以降に申請する場合は、認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法における認定就農者のこと)であることが必要です。

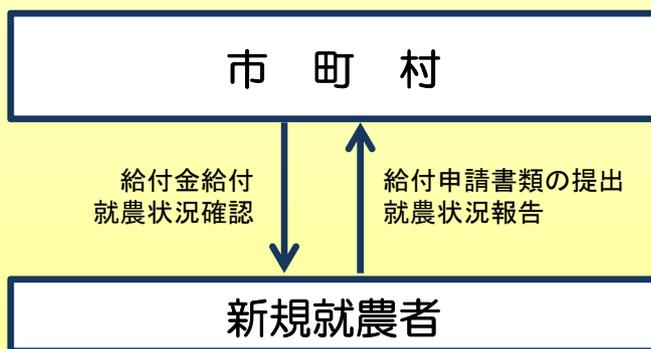
給付額 150万円/年(最長2年間)

給付ルート



給付額 150万円/年(最長5年間)

給付ルート



※研修を受ける機関等により、申請先が異なります。

① 雇用就農者育成タイプ

農業法人等が新規就農者を雇用して、栽培技術や経営ノウハウなどの研修を実施する場合に、研修に要する経費を助成します。(最長2年間)

また、農業法人等が独立を目指す就農希望者を新たに雇用して、農業法人設立・独立に向けて研修を実施する場合に、研修に要する経費を助成します。(最長4年間) (※)

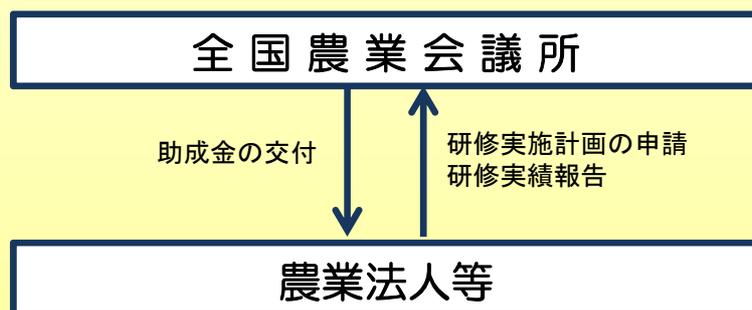
② 次世代経営者育成タイプ

農業法人等が、その職員や後継者を次世代の経営者として育成していくために、先進的な農業法人・他産業へ研修派遣する経費を助成します。(最長2年間)

助成額

最大120万円／年／人
※3年目以降は年間最大60万円

交付ルート



詳細については、経営局就農・女性課(☎03-3501-1962)までご連絡ください